

地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請を満たすような税財政制度に関する試算

1. 地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請

- (1) 「地方分権の推進＝地方税中心の税体系の構築」という考え方に立ち、地方六団体・総務省等の主張を踏まえ、国税：地方税＝5：5とするとすれば、地方税は48兆円程度（7兆円程度の税源移譲）を確保することとなるとの要請。
- (2) 「地域間格差の是正」という考え方に立てば、現在の地方税、地方譲与税、地方交付税の合計額を各道府県（市町村含む）毎に確保すべきとの要請。
- (3) 「国民負担の抑制」という考え方に立てば、現在のトータルとしての国民負担（地方税＋地方譲与税＋地方交付税＝56.6兆円）の伸びをできるだけ抑制することが必要との現在及び将来の納税者の立場からの要請。

2. 基本的に賦課・徴収した各団体の収入となる「地方税A」と「地方交付税」のみを財源とすると仮定した場合

基本的に賦課・徴収した各団体の収入となる「地方税A」を想定し、現在の地方税から地方消費税（清算後）及び地方法人特別税（平年度の徴収見込額）を控除した額のシェアで各団体に帰属するものとする。

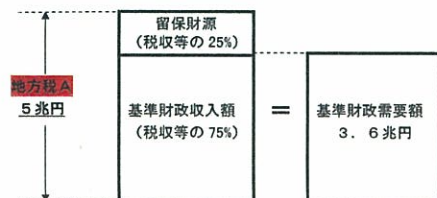
【試算A】

1 (1) を踏まえ、「地方税A」で国税：地方税＝5：5となる48兆円を確保し、かつ1 (2) を踏まえ、各道府県について、現在の地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額と「地方税A」との差額を「地方交付税」として配分することとすれば、現在56.6兆円である国民負担は、「地方税A」48兆円、「地方交付税」11兆円、合計59兆円となり、2兆円強増加（うち東京都1.2兆円、愛知県0.4兆円）することとなる。
 $\Rightarrow [1 (1) \bigcirc, 1 (2) \bigcirc \times, 1 (3) \times]$
 (注) この場合、東京の一人当たり地方税等の額は、現在の55.5万円から9.7万円増加し、65.2万円になる。

【試算B】

1 (3) を踏まえ、東京都の「地方税A」が交付団体化しない水準と概ね同水準（5兆円）となるよう「地方税A」総額を確保し、かつ1 (2) を踏まえ、東京都以外の各道府県について、現在の地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額と「地方税A」との差額を「地方交付税」として配分するとすれば、現在56.6兆円である国民負担は、「地方税A」29兆円、「地方交付税」25兆円、合計54兆円弱となり、2兆円減少することとなる。この場合、国税（67兆円）：地方税（29兆円）＝7：3となる。
 $\Rightarrow [1 (1) \times, 1 (2) \bigcirc, 1 (3) \bigcirc]$

(注1) 東京都が交付団体化しない「地方税A」の水準



(注2) 上記計算にあたっては、東京都、23区及び都下市町村を一体として取り扱っている。他の道府県についても同様。

3. 機械的基準で配分される「地方税B」を想定した場合

- (1) 「地方税A」に加え、現在の地方消費税・地方譲与税のように機械的な基準で配分される「地方税B」を想定し、人口1／2、従業者数1／2の基準で各団体に帰属するものとする。
- (2) 1 (1) を踏まえ、「地方税A」と「地方税B」の合計を、国税：地方税＝5：5となる48兆円とする。
- (3) 1 (2) を踏まえ、「地方税A」＋「地方税B」と、現在の地方税、地方譲与税、地方交付税の合計額との差額を各団体に配分。
- (4) (1)、(2) 及び (3) を前提とし、以下の2つの試算を行う。

【試算1】

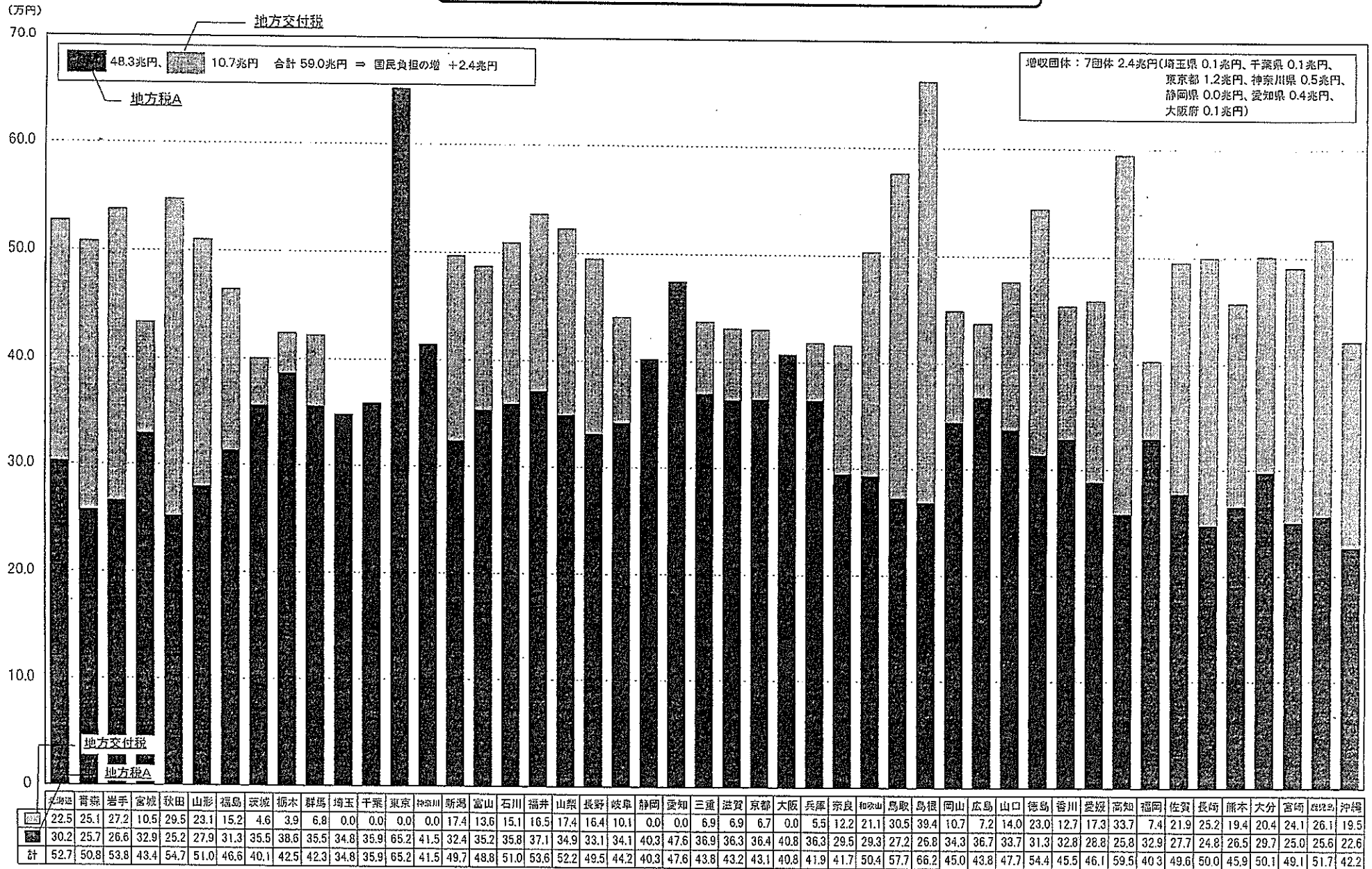
1 (3) を踏まえ、「国民負担の抑制」との考え方に立ち、東京都の「地方税A」と「地方税B」の合計額が交付団体化しない水準（5兆円）にできるだけ近づくよう、「地方税A」と「地方税B」の比率を設定。
 $\Rightarrow \text{地方税A} : \text{地方税B} = 0 : 10$ (注) この場合、東京都の税収は5.9兆円

【試算2】

「国民負担の抑制」という観点がある程度犠牲にしつつ、「地方税A」をできるだけ確保するという考え方に立ち、「地方税A」と「地方税B」の比率を5：5に設定。

一人あたり税収等(国税：地方税 = 5 : 5)

試算 A

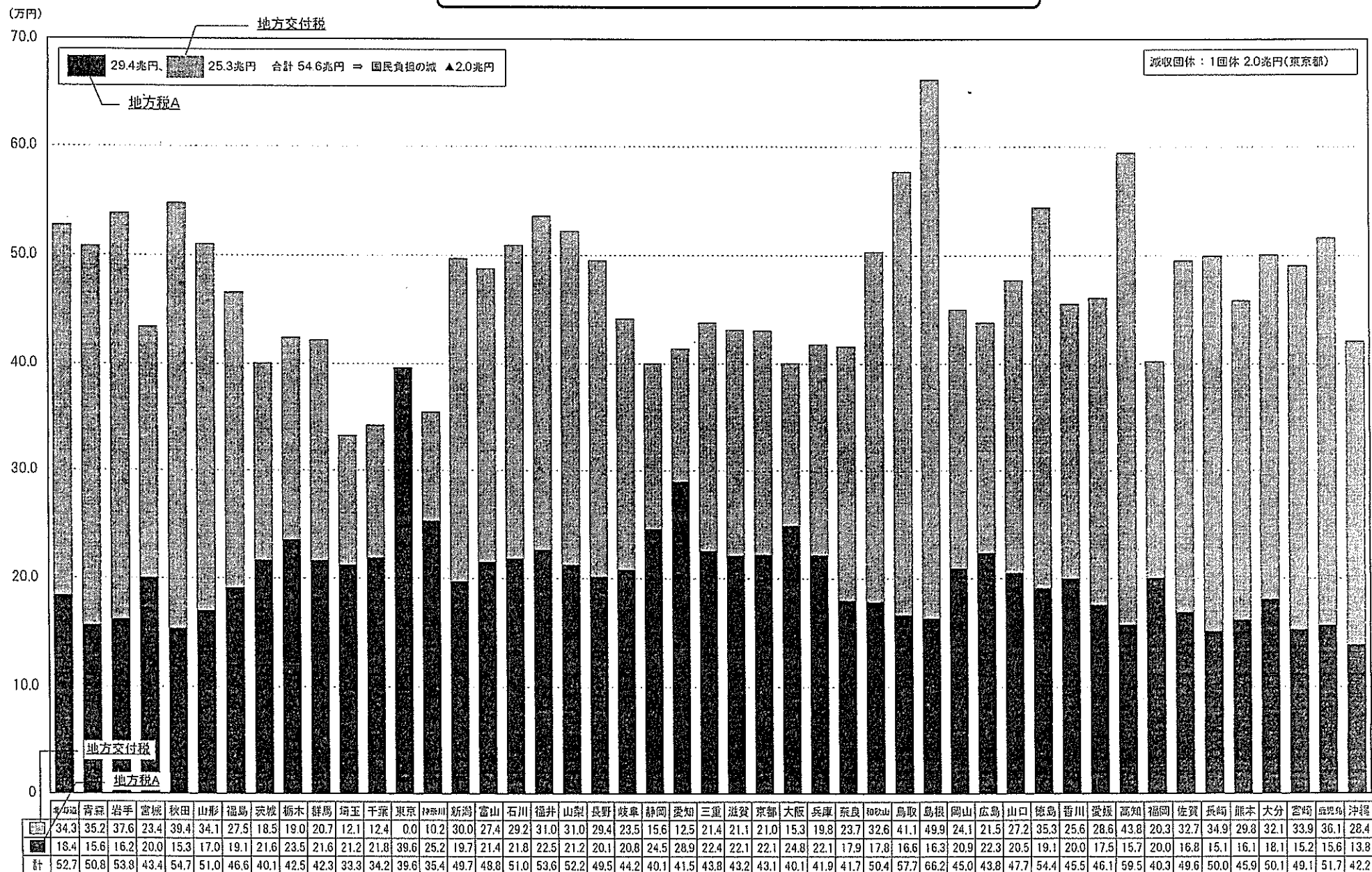


(注) 「地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請を満たすような税財政制度に関する試算」の試算Aにより算出した各都道府県別税収等を住民基本台帳(2007(平成19)年3月31日)に基づく人口で都道府県別に除して算出したもの。

(単位：万円)

試算B

一人あたり税収等(東京の地方税A 5兆円、国税:地方税=7:3)



(注) 「地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請を満たすような税財政制度に関する試算」の試算Bにより算出した各都道府県別税収等を住民基本台帳(2007(平成19)年3月31日)に基づく人口で都道府県別に除して算出したもの。

(単位:万円)

試算 1

一人あたり税収等 (地方税A : 地方税B = 0 : 10)

(万円)

70.0

60.0

50.0

40.0

30.0

20.0

10.0

0

地方税B 48.3兆円、地方交付税 7.4兆円 合計 55.7兆円 ⇒ 国民負担の減 ▲0.9兆円

増収団体 : 2団体 0.1兆円(埼玉県 0.1兆円、大阪府 0.0兆円)
減収団体 : 1団体 0.9兆円(東京都)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
地方税A	16.0	15.3	16.9	5.7	18.2	13.5	9.6	3.5	4.6	3.7	0.0	1.3	0.0	0.7	11.5	9.0	11.6	14.2	14.6	11.5	6.5	1.2	0.8	6.4	5.9	5.3	0.0	6.0	9.2	15.7	20.9	28.6	8.3	5.5	10.7	18.5	7.9	10.1	23.8	3.2	12.7	14.5	10.2	13.3	13.0	15.8	6.6
地方税B	36.8	35.5	36.9	37.8	36.6	37.5	37.0	36.6	37.9	38.5	34.0	32.9	48.0	34.7	38.2	39.8	39.3	39.3	37.6	38.0	37.7	38.9	40.7	37.5	37.3	37.8	40.1	35.9	32.4	34.6	36.7	37.6	36.8	38.3	37.0	35.9	37.7	36.0	35.6	37.1	36.9	35.5	35.7	36.8	36.1	35.8	35.5
計	52.7	50.8	53.8	43.4	54.7	51.0	46.6	40.1	42.5	42.3	34.0	34.2	48.0	35.4	49.7	48.8	51.0	53.6	52.2	49.5	44.2	40.1	41.5	43.8	43.2	43.1	40.1	41.9	41.7	50.4	57.7	66.2	45.0	43.8	47.7	54.4	45.5	46.1	59.5	40.3	49.6	50.0	45.9	50.1	49.1	51.7	42.2

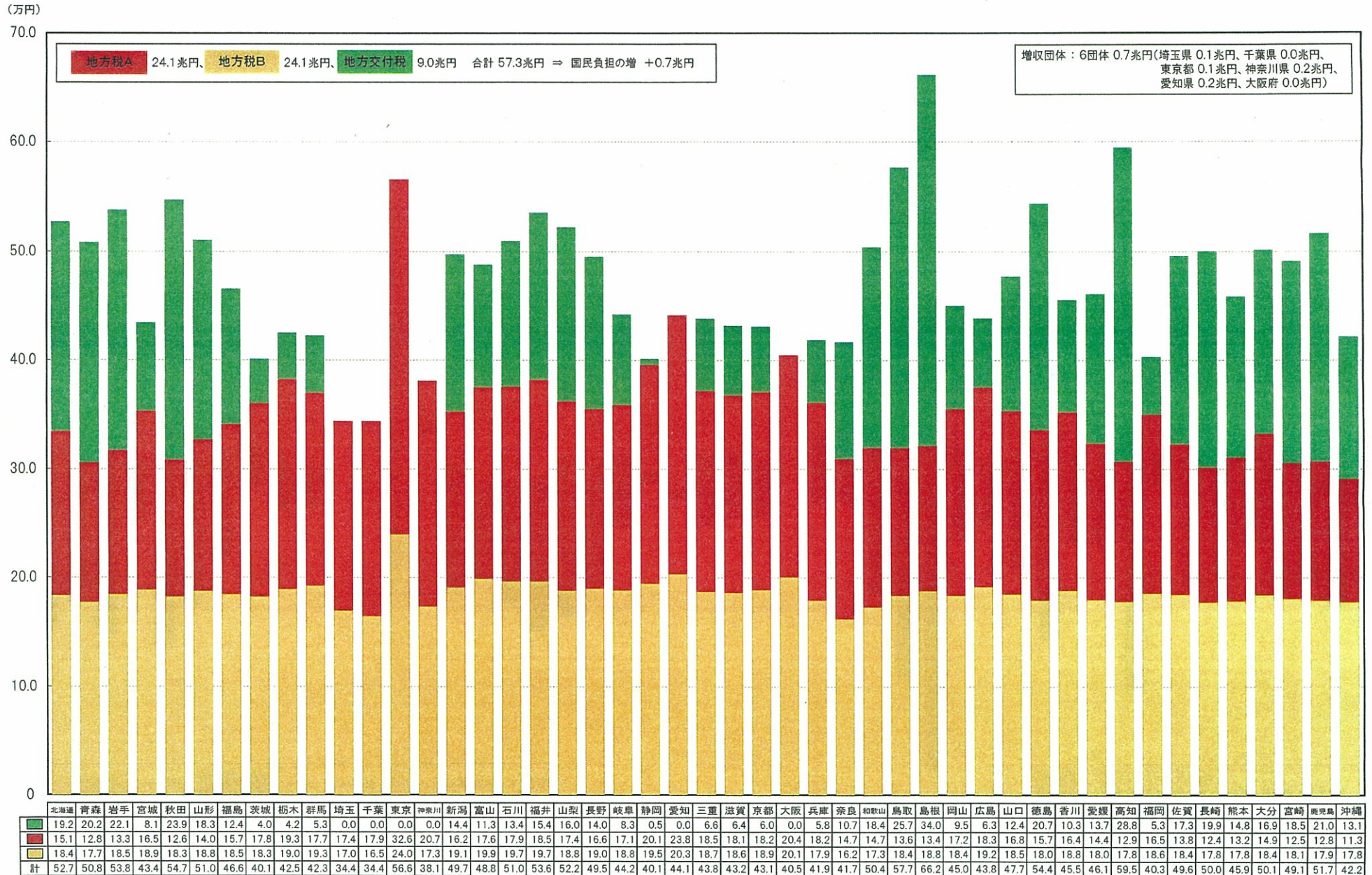
(注) 「地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請を満たすような税財政制度に関する試算」の試算1により算出した各都道府県別税収等を住民基本台帳(2007(平成19)年3月31日)に基づく人口で都道府県別に除して算出したもの。

(単位:万円)

〔資料Ⅱ-2-14〕

試算2

一人あたり税収等 (地方税A : 地方税B = 5 : 5)



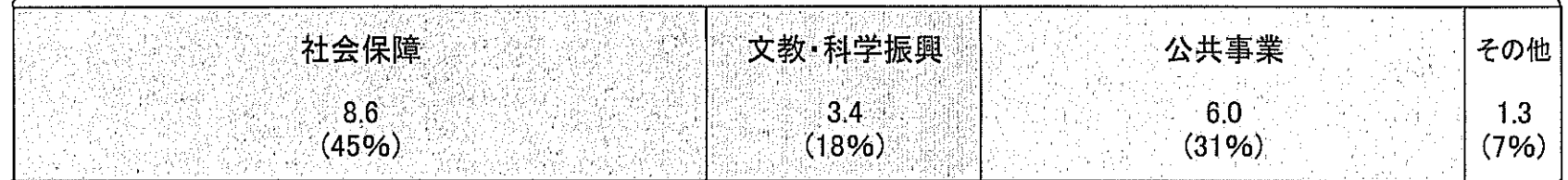
(注) 「地方団体等からの地方税財源に関する三つの要請を満たすような税財政制度に関する試算」の試算2により算出した各都道府県別税収等を住民基本台帳(2007(平成19)年3月31日)に基づく人口で都道府県別に除して算出したもの。

(単位:万円)

地方向け補助金・負担金等の全体像（20年度予算）

<平成10年度>

19.2兆円



<平成20年度>

19.1兆円

一般会計 16.7兆円
特別会計 2.4兆円

